

令和5年第2回定例会総務委員会会議録

令和5年6月26日

午前10時

全員協議会室

出席者氏名

加藤 勉 委員長	金剛寺 博 副委員長
櫻井 速人 委員	山宮留美子 委員
石嶋 照幸 委員	岡部 賢士 委員
大竹 昇 委員	

執行部説明者

市長	萩原 勇	総合政策部長	岡田 明子
総務部長	大貫 勝彦	議会事務局長	足立 典生
総務部次長	梁取 忍	秘書広聴課長	青木 誉
企画課長	岡野 功	人事行政課長	藤平 浩貴
財政課長	富塚 祐二	税務課長	森下 健史
管財課長	平野 総雄	議会事務局課長	伊藤 正晶
企画課長補佐	戸崎 祥尚 (書記)		

事務局

課長補佐 清宮 恒之

議題

- 議案第1号 龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 令和5年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第2号)の所管事項について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第10号)の所管事項)

○加藤委員長

皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして委員の皆様申し上げます。

本日傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔傍聴者 入室〕

○加藤委員長

ここで傍聴の皆様一言申し上げます。

会議中にご静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日ご審議をいただきます案件は今期定例会において当委員会に付託されました、議案第1号、議案第8号の所管事項、報告第1号、報告第2号、報告第3号の所管事項、以上5案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また、質疑は一問一答をお願いいたします。

会議が円滑に進行できますよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第1号、龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。  
大貫総務部長。

○大貫総務部長

それではお手元議案書の1ページ、新旧対照表の1ページでございます。

議案第1号、龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

また、委員の皆様にはお手元に税制改正等に伴う市税条例等の改正理由等という資料をお配りしておりますので併せてご参照願います。

この条例につきましては、令和5年度、国の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、龍ヶ崎市税条例の一部を改正するものでございます。

まず新旧対照表の1ページをご覧ください。

第34条の8でございます。

これは配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に係る森林環境税の導入に伴う改正となります。

1ページ下段から2ページにかけての35条の3の2では、給与所得者の扶養親族等申告書の変更がない場合、記載事項を簡素化する規定の新設でございます。

その他、文言及び項ずれの修正をしております。

新旧対照表2ページ下段をご覧ください。

第36条でございます。

ここから6ページの第46条の6にかけましては、森林環境税の導入に伴う改正及び

文言等の修正をいたそうとするものでございます。

2 ページから 3 ページにつきましては個人市民税に関する規定、3 ページから 5 ページにつきましては給与所得にかかる特別徴収に係る規定、5 ページから 6 ページにつきましては、公的年金等に係る特別徴収の規定となっております。

続きまして新旧対照表 6 ページ、下段でございます。

第 81 条です。

地方税法施行規則の改正に合わせて、ミニカー区分から 3 輪以上の特定原動機付自転車を除外する改正となっております。

7 ページをご覧ください。

付則第 10 条の 4 につきましては、軽自動車税の環境性能割について、付則第 11 条の 2 では、軽自動車税の種別割についてそれぞれ不正を行った自動車メーカーから納税不足額を徴収する際の加算金の割合を変更しようとするものでございます。

議案書のほうをご覧ください。

3 ページでございます。

中段から下、付則でございます。

第 1 条では、本条例の施行日をその条項ごとにそれぞれ令和 5 年 7 月 1 日、令和 6 年 1 月 1 日、令和 7 年 1 月 1 日とするものでございます。

付則第 2 条では市民税に関する経過措置、第 3 条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

ありがとうございました。

執行部からの説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員。

○山宮委員

一点だけお聞きしたいんですけども、議案第 1 号の中で、今回、来年からですか、この森林環境税というのが始まるということで、一人に対して 1,000 円引かれるわけですけども、県では以前から独自で森林湖沼環境税というのが引かれていますけど、これもやっぱり個人で 1,000 円、法人については資本金に応じた金額になっていますけれども、2008 年から導入されて、5 年ごとに更新されて、4 回も延長されて、今も負担している状況ですけども、県の湖沼税に新たに加算されるということですか。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

現在、県で徴収しております森林湖沼環境税につきましては、令和 8 年度まで、今のところ課税されるということになります。

したがいまして、森林環境税は国税なので、あくまでも市県民税とは別の扱いになりますけれども、その森林湖沼環境税で 1,000 円が県民税に上乗せされまして、それとは別に森林環境税として新たに令和 6 年度から 1,000 円、徴収するということになっております。

以上です。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

意外と市民の皆さんが知らない間に、この金額が引かれているのかなって今までも思っていたのですが。この森林湖沼税に関して、霞ヶ浦の水を泳げる霞ヶ浦にしようというところから始まって、ずっと継続されていますけど、牛久沼に対しては反映されているのでしょうか。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

私が県のホームページ等で調べましたところ、県北の森林の保全とか、そういったものに合わせて、今議員さんおっしゃったような霞ヶ浦があると。

水質の保全などで使われているのが主な使い道になっておりまして、具体的に牛久沼という限定したものについては、私が調べた限りではちょっと文言が見当たらなかったという状況でございます。

以上です。

○加藤委員長

山宮委員。

○山宮委員

税金払っている県南地域の皆さんからしても、やっぱりこの牛久沼についても多少は、使っていただきたいなっていうのもあるのですけれども、国でこれから始まる森林湖沼環境税についても市民の皆さんにわかりやすく、税金のお知らせが来た時に細かい字読んでいないので、1,000 円といえどされど 1,000 円、こういうのに使われていて、今回この国の方からも引かれていることをしっかりお伝えしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それを要望いたします。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

いくつかちょっとお願いしたいと思います。

初めに山宮委員からの方からもありました森林環境税というのがですね、国の法律、2019年3月に成立した、この森林環境税及び森林環境贈与税という法律によって、来年度から課税されるということで、市税条例の中にもかなりこの森林環境税というのが明文されることとなりますけど。

これは実際今ですね、復興特別住民税というのが、住民税に1,000円で均等割でかかっているわけですけど、これがちょうど10年で2014年から今年までであると。

それに全く違う森林環境税が同じ金額でですね、課税されていくというふうに思われるわけですけど。

この今までの復興特別住民税に新しく変わる森林環境税、これは市税の段階では賦課方式はこれまでと同様の形になるのかというのがまず一点目です。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

まず、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づいた、市民税500円、県民税500円につきましては、議員さんおっしゃられた通り、平成26年から今年度までで終了となっております。

ただこれは市民税に係るものですので、条例の改正の方では、第31条で、基本的には3,000円というふうに謳っているのですけれども、市条例の付則の方で500円上乗せということになって規定しておりますので、これから令和6年度から課税になる森林環境税の1,000円につきましては、国税という意味合いでもあり、市に直接税金が歳入として入ってくるものではありませんので、全く別物として、あくまでもその東日本関係、東日本に関連する税金分につきましては市が賦課徴収するんですけれども、森林環境税については、個人住民税均等割額の課税に併せて一緒に賦課徴収して、それを国の方に上げていくという流れになっております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

今答弁にありましたように、全然別のものということは確かなわけけれども、取られている方にしてみると、同じ金額が別の方式で取られることについて、そのまま環境税として永遠につながるようなことになるかと思ひまして。

これがこの法律上市税条例のこの森林環境税ということをきちんと追加しないといけないということで、今回市税条例に入っているのでしょうか。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

森林環境税につきましては、上位法であります地方税法の中で規定としまして、新しく 319 条で、森林環境税も併せて賦課徴収するという規定がありましたので、それに合わせまして、市の方でも今回、その上位法の改正に併せまして、今回、令和 6 年度から課税できるように、市条例を改正しようとするものでございます。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

わかりました。

これはちょっと、この国税で決まってしまったことなので、ちょっと市税条例として反対するって言うつもりもないのだけど、この森林環境税はそのように中身が全然違うものね、引き続き取っていくように思えるのと、もっとこういう森林環境税という中身のものを均等割りでね、この取っていくということについてはね。

この様な事態はちょっと問題があるなというふうに思っているのですが、また一方で集めて森林環境贈与税っていう形でね、当市にも配付されているわけですが、まだ税金を取っていない 2019 年から配布だけ始まってしまっただけでね。

当市でもこれを使って十分活用できていないと思ってね。この配布方法にもね、非常にこれは問題があるなというふうには思っているのですが。

それはちょっと意見ですね、ちょっとここで述べさしてもらって。

これぐらいにして、ちょっと別のとこにいきます。

第 35 条の 3 の 2 のところで、異動がないものを記載した申告書という形になっているわけですが、これは異動がなければ簡単な方式で申告ができるのかというふうに思われるわけですが、この辺についてちょっとお願いいたします。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

住民税における給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、所得税でも同じような様式がございまして、給与所得者の扶養控除等、異動申告書というものがあります。

これは納税者の利便性を考慮して様式を統一したものになっているのですが、まだ、現時点ではですね、国税のほうも地方税の方も様式の方がまだ示されておられませんので、具体的な内容についてはまだ詳細には申し上げることができないのですが、例えば去年と扶養の内容とかそういったことが同じであれば、毎年毎年名前とか書くのではなくて、前年と内容は同じだよという簡易的な申告で済むように様式の改正があるものと思われまます。

以上です。

○加藤委員長  
金剛寺委員。

○金剛寺委員  
わかりました。

もう一点、違うところで聞きます。

第 81 条のところの改正点ですね、説明によりますと電動キックボードの扱いを変え  
るという中身になっていますけど。

この辺の中身について、ちょっとお願いいたします。

○加藤委員長  
森下税務課長。

○森下税務課長

道路交通法の改正に伴いまして、いわゆる電動キックボードが特定原動機付き自転車  
ということで新たに令和 5 年の 7 月 1 日から規定されることに伴いまして、軽自動車の  
種別割につきましても同じように改正する内容となっております。

もし、改正しないままですと、本来特定原動機付き自転車につきまして税率が 2,000 円  
になってしまうのですが、こちらの議案新旧対照表の 6 ページの下の方にエのところ  
に三輪以上のものを云々と書いてありまして、これが税額 3,700 円ということになってお  
ります。

これを新たに特定小型原動機つき自転車を除くということで規定することにより、本  
来の税額である原動機付き自転車の 2,000 円の枠に納めることができるということで改正  
するものでございます。

以上です。

○加藤委員長  
金剛寺委員。

○金剛寺委員  
わかりました。

この電動キックボードというのはナンバーをつける場合には、原付と同じナンバーに  
なるということですか。

○加藤委員長  
森下税務課長。

○森下税務課長

現在、原動機付き自転車、通常のですね、原付のナンバーとは別に新たに特定小型原動  
機付き自転車、電動キックボード用のナンバーをご用意してございますので、手続事態  
はそれほど変わりがないんですけれども、つけるナンバーについては大きさなども変わ  
っておりまして、それ専用のもを用意しております。

以上です。

○加藤委員長  
金剛寺委員。

○金剛寺委員  
わかりました。  
以上で結構です。

○加藤委員長  
ほかにありませんか。  
櫻井委員。

○櫻井委員  
今、電動キックボードの話、巷でもいろいろはやっているのですが、一般的にいろいろなヘルメットを着けて、大きなナンバー付けてやっているものもあると思うんですけど。

要するに電動ボードでも小さいやつ、ああいうのはどういう対象というか、部類になるのでしょうか。

ナンバーとかもつけられるのですか。

○加藤委員長  
森下税務課長。

○森下税務課長  
今回制定される特定小型原動機付自転車については、時速 20 キロ以下とか、16 歳以上でないと運転できないとか、大きさなどいろいろ規定がありますので、その規定の中の枠におさまるものであれば、当然特定原動機付自転車になるのか、それともその他の一般的な原付になるかどうかというのはそれぞれのキックボードの規定によって変わってくるものと思われます。

以上です。

○加藤委員長  
櫻井委員。

○櫻井委員  
わかりました。

○加藤委員長  
他にありませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長  
それでは別にないようですので採決いたします。  
議案第 1 号、本案は原案の通り、了承することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長



ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、議案第 8 号、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）の所管事項について執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは別冊 1、議案第 8 号、令和 5 年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第 2 号）をご用意ください。

1 ページをお願いいたします。

この補正予算は歳入歳出それぞれ 6 億 9,289 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 285 億 5,074 万 7,000 円とするものでございます。

10 ページをお願いいたします。

○岡田総合政策部長

10 ページ、歳入です。

国庫支出金、国庫補助金の説明欄の部分になります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、総務管理費です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を軽減し、地域公共交通網の安定的な運行を図るため、バス、タクシー、鉄道事業者を支援する、歳出では都市計画課所管の地域交通支援事業に充当いたします。

その下です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（低所得世帯支援分）です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を大きく受ける、低所得世帯の支援を行う、歳出では福祉部門所管の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、こちらに充当いたします。

その下です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（児童福祉）です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰などの影響を受けている保育所等に対し、給食材料高騰分などを支援する、歳出では保育課所管の保育施設原油価格・物価高騰対策事業に充当いたします。

二つ飛びまして、新型コロナウイルス感染症法対応地方創生臨時交付金（保健体育）です。

歳出では学校給食センター所管の学校給食費負担金に充当いたします。財政調整基金、未来育成基金と合わせて 10 月から 3 月分までの給食費負担金 1 億 2,823 万 3,000 円を無償化するものです。

その下になります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（農業）です。

コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた市民農業者に対しまして給付金を支給する、歳出の農業政策課所管の農業者等原油価格・物価高騰対策事業に充当いたします。

その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（商工）です。

コロナ禍における、原油価格・物価高騰等の影響を受けた、市民事業者に対し給付金を支給する商工観光課所管の事業者等原油価格・物価高騰対策事業に充当いたします。

もう一つ、プレミアム付き商品券事業にも充当いたします。

11 ページをお願いいたします。

○大貫総務部長

11 ページ一番上、財政調整基金繰入金 9,000 万円でございます。

これは先ほどご説明ありました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業でございます。

給食費の無償化等につきまして、不足財源分を財政調整基金繰入れで賄おうとするものでございます。

一つ飛びまして繰越金でございます。

一般会計繰越金はこの補正予算の財源調整のため 1 億 1,233 万 4,000 円を繰入れております。

これは収支不足のほか、昨年度実施いたしました住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金給付事業ですとか、電力、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業などの精算で国庫に返済する分の財源等にも充てております。

これによりまして繰越金の予算計上額が 4 億 1,233 万 4,000 円となりまして、令和 4 年度の実質収支が 17 億 8,500 万円程度でございますので、残り 13 億 7,000 万円程度で今後も昨年度等実施いたしました新型コロナ関係等々の返還精算等が予定されておりますので、最終的な残金につきましては今のところあと 10 億円弱かなというようなところを見込んでおります。

12 ページをお願いいたします。

歳出になります。

総務費の一番上、財産管理費の管財事務費委託料 22 万 9,000 円でございます。

こちらにつきましては大徳町地内の遊休市有地でございますが、そちらの払い下げを前提といたしました不動産鑑定を行うものでございます。

○岡田総合政策部長

二つ飛んで、大相撲地方巡業開催支援事業（市政 70 周年記念イベント）です。

実施に向けた協議の中で、駐車場やシャワー室の使用時間が増加したため、施設利用料を増額するものです。

15 ページをお願いいたします。

○大貫総務部長

15 ページ一番下でございます。

公債費です。

公債費の一般会計債元金償還費、460 万円でございます。

こちらにつきましては新長戸コミュニティセンターの実施設計の前回契約分につきまして契約解除をしたところでございます。

この件につきまして昨年度、前払い金相当にかかる起債につきまして、すでに借入れを行っておりました。

この分につきまして、契約解除に伴いまして、今度の 9 月の定時償還に合わせ、繰上償還を行うものでございます。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明が終わりましたが質疑等はありませんか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

一点だけお聞きします。

70 周年記念の大相撲地方巡業開催支援事業の、今回補正ですけれども、運営そのものは実行委員会が行うということになっていると思うのですが、一部市が費用負担するという点については、この実行委員会とはどのような協議に基づいて、市が援助するという点になったのでしょうか、というところ一点聞きたいんですけど。

○加藤委員長

青木秘書広聴課長。

○青木秘書広聴課長

実行委員会との協議内容ということでございます。

昨年 8 月に二所ノ関部屋から、近隣自治体で積極的にイベントを開催したいということで龍ヶ崎市でも、もっと二所ノ関部屋の名前を使って欲しい、活用して欲しいというような打診が本市の方にございました。

それを皮切りにしまして、市としては令和 6 年度、来年の 3 月に市制施行 70 周年を迎えることを祝いまして、様々なイベントを実施していく予定であったことから、その一つとして、龍ヶ崎場所の開催についても協議をしてきました。

その結果、龍ヶ崎市 70 周年記念の名称を冠することで、市内外への大きな PR 効果が得られる。

前回平成 30 年度に龍ヶ崎市青年会議所が中心となって開催しました龍ヶ崎場所、これは大変好評だったこと。

さらには龍ヶ崎市の市民栄誉賞の受賞者であり、小中学校を本市で過ごした二所ノ関親方、こちらとの今後の関係性と継続を考慮した結果、開催にあたって、市が会場確保と会場の提供、それと情報発信、ニューライフアリーナとの調整、これに協力をしまし

て、当市のニューライフアリーナの使用料を負担することで、龍ヶ崎の市制施行 70 周年記念イベントとして実施するということになりました。

以上でございます。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

経過についてはわかりました。

これももとの予算が 125 万だと思うんですけど、それに今回 54 万円の追加になって、大きな中身でいいですけど、大雑把な区分というかですね、その辺が分かればお願いいたします。

○加藤委員長

青木秘書広聴課長。

○青木秘書広聴課長

今回補正の内容ということでございます。

増額の要因と減額の要因がありまして、それぞれご説明したいと思います。

まず増額の要因ですが、開催日が 8 月 3 日ですが、その前日の準備における施設利用時間が当初予定していた 21 時までだったんですけども、閉館時間となる 22 時まで貸し切る必要があったと。1 時間の使用が 3 万 5,390 円の増額。

また先ほど部長からご説明ありました、力士がシャワーを使用する必要があり、プール全体を貸切る必要があり、そちらの使用料が 56 万 7,840 円の増額。

また駐車場として、たつのこフィールド、たつのこスタジアム、テニスコートの駐車場を終日貸切ることが必要となったため、10 万 740 円が増額と。

増額要因として合計 70 万 3,970 円となります。

続いて減額要因ですが、開催当日の施設の利用時間を見直しまして、3 時間短縮となります。

利用料が 10 万 6,170 円の減額、また当初計上させていただきました冷房代、こちらの再計算をしまして、前日の準備が 1 時間、当日が 5 時間減らしまして 5 万 7,480 円の減額、減額の要因としましては、合計で 16 万 3,650 円となります。

こうした精査によりまして全日程でのトータルの使用料が 178 万 9,620 円となりまして、当初予算との差額の 54 万円を要求させていただくものです。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

わかりました。

プールが大きいということがわかりました。

ありがとうございます。

○加藤委員長

他にありますか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

別にないようですので採決いたします。

議案第 8 号、本案は原案の通り了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り了承することに決しました。

続きまして、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、報告第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、この 2 案件については関連がありますので、一括して説明を受け審議を行い、採決は別々に行いたいと思いますのでよろしく願います。

それでは執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは、報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、龍ヶ崎市税条例の一部を改正する条例について及び報告第 2 号、龍ヶ崎市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず、議案書 42 ページ、新旧対照表 25 ページをお願いいたします。

また、こちらにつきましても税制改正等に伴う市税条例等の改正理由という資料をお配りしておりますので併せてご覧ください。

こちらにつきましては令和 5 年度の国の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律、及び所得税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることに伴い、龍ヶ崎市税条例の一部を改正したものでございます。

新旧対照表の 25 ページをご覧ください。

45 条の個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額納入書及び 47 条及び 49 条の法人市民税における納付書について、地方税法施行令規則の様式が新設されたことから、改正を行うものでございます。

併せて文言の修正を行ったものでございます。

26 ページにつきましては、以降の条例改正に関連する条文でございまして改正箇所はございませんので省略いたします。

27 ページをご覧ください。

第 97 条及び第 100 条では、たばこ税における納付手続きに係る納付書についても、

施行規則様式が新設されたことから改正を行うもので、併せて文言の修正も行ったもの  
でございます。

28 ページをご覧ください。

付則第 10 条は地方税法の規定の新設に合わせて読みかえ規定を改正するものでござ  
います。

同じく付則第 10 条の 2 では地方税法の規定の新設にあわせ、固定資産税のわがまち  
特例の割合を定める規定を新設し、併せて項ズレを反映するものでございます。

29 ページをご覧ください。

付則第 10 条の 3 では地方税法の規定の新設にあわせ条例上の規定を新設するととも  
に、項ズレを反映するものでございます。

30 ページをご覧ください。

付則第 10 条の 4 及び 10 条の 8 では、軽自動車税における地方税法の改正にあわせ規  
定を削除するものでございます。

30 ページ下段から 32 ページに続きます、付則第 11 条では軽自動車税における地方税  
法の改正にあわせ、軽自動車税種別割の一部のグリーン化特例期限を最大 3 年間延長す  
る規定でございます。

32 ページをご覧ください。

付則第 11 条の 2 におきましては、先ほど説明いたしました付則第 1 条の改正に伴う  
項数の改正でございます。

次に 33 ページをご覧ください。

付則第 16 条では肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例を延長する  
規定の改正でございます。

同じく付則第 18 条の 2 では土地の登記譲渡所得に係る市民税の課税の特例を延長す  
る規定の改正でございます。

34 ページをご覧ください。

付則第 33 条につきましては関連する規定の整備による改正となっております。

議案書をご覧ください。

47 ページでございます。

47 ページ、付則でございますけれども、こちらにつきましては第 1 条では当該条例の施  
行期日を令和 5 年 4 月 1 日としております。

第 2 条では固定資産税に係る経過措置を規定するものでございます。

第 3 条では軽自動車税に係る経過措置を規定するものでございます。

続きまして、報告第 2 号、龍ヶ崎都市計画税条例の一部を改正する条例でございます。  
議案書 48 ページ、新旧対照表 35 ページになります。

新旧対照表の 35 ページをご覧ください。

市税条例の一部改正と同様に、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計

画税条例において規定する付則の各項について、関連法令に基づく固定資産税の特例措置に関連した法令から引用している規定部分の条項の改正を行ったものでございます。

議案書の 50 ページをご覧ください。

改正条例付則でございます。

付則につきましては第 1 項で市税条例と同様に改正条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とするものです。

第 2 項及び第 3 項では、本条例の改正に伴う経過措置を規定したものでございます。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明を終わりましたが質疑等がありますか。

金剛寺委員。

○金剛寺委員

新しく変わったところで一点お聞きしたいのですが、新旧対照表の 29 ページ条文第 10 条の 3 の 12、特定マンションに関わる大規模改修をしたときに、固定資産税が減免になるということの規定なんですけど。

これはここにあるように特定マンションに限定されていまして、マンション管理化適正法という中でまた決められているんですけど。

中々条件も厳しそうなところなんですけど、その辺も少し特定マンションというものはどういうものかということについてお願いします。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

こちらのマンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を行った場合、その固定資産税を減額するという、その対象となる内容ですけれども、一つは建築後 20 年が経過している 10 戸以上のマンションで、大規模修繕工事を過去に 1 回以上適切に行っているということです。

もう一つは、都道府県などから助言指導を受けて長期修繕計画を適切に作成変更したマンション。

または、都道府県知事の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために、修繕積立金の引き上げを行ったマンションというふうになっております。

ちなみに工事期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日に実施しているということが条件となっております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

そうするとマンション群みたいに、マンションがいっぱいないところでないと難しいというふうな感じを受けるわけですけど。

ちなみに市内にあるマンションだと、そういうのっていうのは想定されますか。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

私の個人的な内容になってしまいますけれども、こういった条件を満たす、建築後 20 年以上 10 戸以上というものはあると思うのですが、固定資産税の減額に該当する状況を満たしているマンションというのは、ちょっと今のところ存在しないのかなというふうに思っております。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

確認ですけど、このときの減免率っていうのは、さきほどの部長の説明のわがまち特例のところの部分だと思うのですが、内容部分の第 10 条の 227 項ですか、ここで 3 分の 1 ですね、減免割合ということになっています。

これは新しく大規模改修をして、そのことによって固定資産税が上がった部分の 3 分の 1 というふうな理解ですかね。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

工事を行った翌年度の固定資産税の 3 分の 1 を減額するということになりますので、実質、100%あるうちの 3 分の 1 がなくなって 3 分の 2 の税額を納めていただくということになります。

以上です。

○加藤委員長

金剛寺委員。

○金剛寺委員

それは工事を行った翌年 1 年限りなんですか。

○加藤委員長

森下税務課長。

○森下税務課長

1 年度限りとなっております。

○加藤委員長



金剛寺委員。

○金剛寺委員

結構です。

ありがとうございます。

○加藤委員長

他にございませんか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

別にないようですので採決いたします。

まず、報告第1号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り、承認することに決しました。

次に報告第2号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

最後に報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和4年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第10号）の所管事項について執行部から説明願います。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それでは別冊2をご用意ください。

別冊2、報告第3号、令和4年度龍ヶ崎一般会計補正予算（第10号）でございます。

1ページをお開きください。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,448万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ303億1,858万7,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

○岡田総合政策部長

歳入です。

国庫支出金、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（児童福祉）です。

またその下の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（保健体育）です。

こちらは追加交付分をそれぞれ新生活応援事業、給食賄材料分に充当したものです。

○大貫総務部長

その下です。

地域振興基金繰入金です。

収支状況から清掃工場等整備事業償還金にかかる繰入を減額したものです。

その下、繰越金になります。

一般会計繰越金です。

こちら財源調整のため 98 万 9,000 円を計上しております。

9 ページをお願いいたします。

総務費総務管理費で一番上です。

職員給与費総務管理職員手当等です。

1,029 万円の計上をしております。

こちらにつきましては、早期退職者が多く出ましたことから、退職手当への増額を行うものでございます。

説明につきましては以上です。

○加藤委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等がありますか。

〔発言する者なし〕

○加藤委員長

別になさうですので採決いたします。

報告第 3 号、本案は原案の通り承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

ここで、大貫総務部長より報告があります。

大貫総務部長。

○大貫総務部長

それではお時間をいただきまして、昨日、6 月 25 日、日曜日 10 時から実施いたしました、旧城南中学校跡地活用の説明会につきましてご報告申し上げます。

説明会は旧城南中学校体育館におきまして、午前 10 時より実施いたしまして、市議会議員 9 名を含む 57 名の参加をいただきました。

詳細につきましては平野管財課長より説明させます。

○平野管財課長

城南中学校跡地活用説明会につきましては、市の考え方や、今後も含めた取組み等について説明するために開催いたしました。

説明した内容につきましては、これまでの取組み、市が求める跡地活用公募プロポー

ザルについて、公募の概要、想定される活用用途、今後のスケジュールについて市民の方にご説明をいたしました。

先ほど大貫の方からあった通り、57名の参加をいただきまして、何名かからご質問等もいただいております。

質問について、代表的なところで報告しますと、まず、売払いの価格の約6億円について、中身を知りたいというようなご質問がございました。

これについては担当の方からご説明して、不動産鑑定評価額に基づくものだという事でご理解をいただいております。

この他、似た意見が幾つかございましたけれども、一括で売却するのは難しい、例えば6年ぐらい使用させて貸付けて様子を見て、それで判断すればいいのではないかと。

或いは一部を研究室施設として貸出しするような提案もいただいております。

これにつきましては、市の一括で活用するという考え方をご説明して、概ねご了承いただけたというふうに捉えております。

ご報告は以上でございます。

○加藤委員長

ありがとうございました。

総務委員会のメンバーでも参加されている方いたのですが、せっかくの機会ですから、何か質問されたければ、挙手の上お願いいたします。

山宮委員。

○山宮委員

総務委員会で参加していたのは私だけですかね、そうでしたね、行かれていましたね。議員の皆さんも良い意見がたくさん出てきましたので、しっかりと意見をもとに、一番いい形で旧城南中跡地が活用されればいいなど。

改めて私も現場を見て、ものはしっかりしていると実感しました。

ただ、あのまま使うというのは大変だというのがありましたので、一番いい形で、残していただける方向性に進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員長

他にございますか。

石嶋委員。

○石嶋委員

一点だけ教えてください。

57名の参加者がいたということなのですが、その内9名の市議会議員がいて、残りの48名の市民の方がいらっしまったと思うのですが、内訳というのは分かるのですか、例えばどこから来ている人だとか。

業者さんはいなかったと思うのですが、詳細が分かりますか。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

昨日はお名前等をいただかなかったのですけれども、お住まいの地域、どちらの区域にお住まいかということだけは確認してございます。

小学校区で区別しておりますけれども、龍ヶ崎地区 19 人、大宮地区 6 人で最多の 25 名ということですよ。

その他に龍ヶ崎西地区では 1 名、馴染地区 4 名、北文間地区 1 名、八原地区 3 名、松葉地区 2 名、長山地区 1 名、馴染台地区 1 名、久保台地区 1 名、城ノ内地区 2 名で、市外の方が 4 名、1 名事業者の方もいらっしゃる状況でございます。

○加藤委員長

石嶋委員。

○石嶋委員

やはり地元の方が一番興味があるということなのですが、今回、跡地活用に関しては、市民の方に知らせるといのが重要だと思いますので、この 48 名っていうのは、多いのか少ないのか判断が難しいと思うのですが、できる限りまた周知を広くしていただいて、できる限り良い形で、市民の意見を取り入れていっていただければと思います。

どうもありがとうございます。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

説明会の開催をありがとうございます。

これから公募ということですけど、その事業者の方の公募の見込みというか、実際今回条件提示して、どのぐらいありそうなのかはまだわからないですよ。

○加藤委員長

平野管財課長。

○平野管財課長

具体的な見込みっていうのは、なかなかこの場では申し上げにくいところですが、随時、いろんな民間事業者からの提案をいただいております、先週も 1 件現地を見学したいというようなこともあって実際に案内したということもあります。

引き合いについてはそれなりにあるというふうを考えておりますので、あとは 7 月以降に募集していきます。

募集の条件と、合うか合わないかというところで、今時点ではちょっと具体的なことは申し上げられない状況です。

以上です。

○加藤委員長

岡部委員。

○岡部委員

ありがとうございます。

関心を示している事業者が幾つかあるということではありますが、市民の周知もありましたが、事業者への周知もやっぱり広くしっかり行っていただいて、市民の関心の高い事業でもありますので、市政のやり方を問われている事業となると思いますので。

その審査にあたっての透明性ですとか、その辺は市民がやっぱり納得している公募の進め方をお願いしたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

○加藤委員長

他にございますか。

[発言する者なし]

○加藤委員長

執行部の皆様ありがとうございました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。